

会 費 延 納 届

日本セーフティカヌーイング協会 代表理事 殿

提出日： 年 月 日

下記の事情により会費納入を延期したく、会費規定第6条に基づき届け出いたします。

延納の理由			
延納する会費	1、正会員年会費	2、一般会員年会費	
	3、準会員年会費	4、その他	
納入予定 (期限より2ヶ月以内)	年	月	末日 ごろ
フリガナ			
会員番号	氏名	印	
住 所 (〒)			
電話・携帯番号			
所属スクール名			

事務局 記入欄

受付日	理事会送達日	審議結果	本人通知			
		承認 非承認				
備考						

■手続き

- ①事務局に「延納届」を提出。
- ②事務局は、業務執行理事に理事会審議を依頼し、審議結果を届出人に通知する。

■会費規定6条

期日までに会費の支払いが困難な会員は、支払期日の2週間前までに理事会に延納届を提出し、理事会の承認を得れば支払期日を2ヶ月間延期することが出来る。

■一般社団法人日本セーフティパドリング協会事務局 info@japan-safe-paddling.org

〒231-0058 神奈川県横浜市中区弥生町1-2サンクレスト伊勢佐木4階 TEL&FAX 045-308-8610 20220308